

公職選挙法施行令の一部を改正する政令概要

(地方公共団体の議会の議員の選挙における選挙運動用ビラの頒布解禁関係)

公職選挙法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 66 号）の施行に伴い、都道府県又は市の議会の議員の選挙について、選挙運動のために使用するビラの頒布方法及び選挙の一部無効による再選挙において頒布することができる当該ビラの数定める。

1 選挙運動用ビラの頒布方法（令第 109 条の 6 関係）

選挙運動のために使用するビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）について、公職選挙法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 66 号。以下「改正法」という。）による改正後の公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 142 条第 6 項において、「新聞折込みその他政令で定める方法によらなければ、頒布することができない」とされているところ、都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）の議会の議員の選挙について、当該政令で定める方法を、「当該ビラに係る候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布」とする（参議院選挙区選出議員の選挙及び地方公共団体の長の選挙における頒布方法と同様）。

2 一部無効再選挙において頒布することができる選挙運動用ビラの数（令第 132 条の 5～第 132 条の 7 関係）

選挙の一部無効による再選挙（以下「一部無効再選挙」という。）について、法第 271 条の 2 において、「当該再選挙の行われる区域、選挙運動の期間等に応じて政令で特別の定をすることができる」とされているところ、都道府県又は市の議会の議員の一部無効再選挙について、当該一部無効再選挙の行われる区域に応じ、頒布することができる選挙運動用ビラの数定める。

※ 改正法により、都道府県又は市の議会の議員の選挙において、候補者が選挙運動用ビラを頒布することができることとされた。